

田辺市歴史公文書選別支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、田辺市歴史公文書選別支援業務委託業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、優れたノウハウと豊富な経験を有する者を受託候補者として特定するため、プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 本業務の概要

(1) 業務名

田辺市歴史公文書選別支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨に則り、歴史公文書に当たる文書を適切かつ円滑に選別できるよう、その選別基準を策定し、及び職員に周知することで、本市の適切な歴史公文書の管理の実現を図るよう支援するものである。

(3) 実施業務

田辺市歴史公文書選別支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 契約期間

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

2,376,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加申込受付締切期限である令和8年5月27日（水）時点において以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の物品等入札参加資格を有する者であること。
- (2) 本市の入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 提案事業者は、本業務内で取り扱う利用情報等の個人情報及びデータ管理観点から、以下の認証のいずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。再委託先がある場合も、また、同様とする。
- ①情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）
 - ②プライバシーマーク（JIS Q 15001）
- (9) 提案事業者は、令和3年度以降、人口5万人以上の自治体において、文書管理システムの導入支援その他文書管理に関するコンサルティングを行った実績があること。

4 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和8年5月15日（金） |
| (2) 質問受付締切 | 令和8年5月22日（金）正午 |
| (3) 質問への回答 | 令和8年5月25日（月）（予定） |
| (4) プロポーザル参加申込受付締切 | 令和8年5月27日（水） |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和8年6月10日（水） |
| (6) 審査 | 令和8年6月16日（火）（予定） |
| (7) 審査結果通知 | 令和8年6月30日（火）（予定） |

5 仕様書、実施要領の提供について

- (1) 仕様書、実施要領
田辺市公式ホームページにて公表（令和8年5月15日（金））
URL <https://www.city.tanabe.lg.jp/>

6 質問対応

- (1) 提出期限：令和8年5月22日（金）正午（必着）
- (2) 提出方法：質疑書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
電子メール以外（電話等）での質問は、受け付けない。
提出先メールアドレス：soumu@city.tanabe.lg.jp
件名は、「【質問】田辺市歴史公文書選別支援業務委託」とすること。
質問書送信後、電話による受信確認を行うこと。受信確認は、上記受付期限までの平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (3) 回 答：令和8年5月25日（月）頃を目途に、質問者の会社名等を伏せた形で質問のあった事業者全員に電子メールにて内容を通知するとともに、田辺市公式ホームページで公表する。

7 プロポーザル参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者は、プロポーザル参加申込みを行わなければならない。なお、期限までにプロポーザル参加申込みを行わなかった事業者又は参加資格要件に該当しないと判断した事業者からの企画提案は、受け付けないものとする。

(1) 提出書類：

- ① 参加申請書（様式2）
- ② 会社概要書（様式3-1）
- ③ 参加資格確認書（様式3-2）
- ④ 実績確認書（様式3-3）
 - ※ 令和3年度以降で、「3. プロポーザル参加資格」の(9)の条件に合致する実績を全て記入すること。
 - ※ 各実績に係る契約書及び仕様書の写しを添付すること。
- ⑤ ISMS認証取得証明書又はプライバシーマーク認定取得証明書の写し

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年5月27日（水）午後5時まで 必着
- ② 提出方法：持参、郵送又は電子メール
 - ※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
 - 電子メールによる場合は、全てPDF形式とすること。
- ③ 提出先：田辺市総務部総務課（本庁舎5階）

8 提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、Web会議形式でのプレゼンテーションとなることを考慮して作成すること。
- (2) 企画提案書は、可能な限り専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。専門用語を使用する際は、注釈をつけること。また、図や表などを適宜使用するなど、分かりやすさ、読みやすさに配慮すること。
- (3) 企画提案書は、仕様書の内容を満たした上で、次の順番で別紙「提案書評価基準」の評価項目ごとに作成すること。なお、仕様書に示す要求事項等を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
 - ① 業務実施方針
 - ・ 本事業に対する考え方や取組、契約期間内の作業スケジュール、実施方法などの考え方について記載すること。
 - ・ 本事業の実施体制について、協力事業者(子会社を含む。)と委託契約する場合は、その事業者名、委託内容(具体的に)を記した体制図を記載すること。
 - ・ 貴社の作業と、本市の職員作業分担の役割について記載すること。
 - ② 配置技術者の能力
 - ・ 配置予定技術者の情報について、様式5-2、様式5-3及び様式5-4への記載事項のほか、特筆すべき事項について記載すること
 - ③ 選別基準の作成支援
 - ・ 仕様書第4項第1号に定める「選別基準の作成支援」に関し、業務の実施方針等を記載すること。
 - ④ 評価選別の実施支援
 - ・ 仕様書第4項第2号に定める「評価選別の実施支援」に関し、業務の実施方針等を記載すること。
 - ⑤ 追加提案
 - ・ 仕様書に定めるもののほか、歴史公文書等の選別に関し、本件業務内で実施する追加提案があれば記載すること。

※ 評価項目のうち、「履行実績」については、参加申込みの際に提出される実績確認書（様式3-3）により評価を行うため、企画提案書への書類の添付は要しない。

※ 別紙「提案書評価基準」の評価項目に掲げる事項以外に、本業務に関する提案事業者としてのアピールポイントがある場合は、適宜記載することを妨げない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

電子データ（PDF形式）により提出すること。（紙媒体での提出は要しない。）

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 業務協力予定調書（様式5-1）
- ③ 業務従事者一覧（様式5-2）
- ④ 業務管理者調書（様式5-3）
- ⑤ 技術者調書（様式5-4）
- ⑥ 見積書（A4版 縦横任意）
 - ・ 提案上限額2,376千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないこと。
 - ・ 費用の明細を備えていること。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月10日（水）午後5時（必着）
- ② 提出方法：持参、郵送又は電子メール（サイズが大きい場合は、インターネットの大容量ファイル送信サービスの利用も可とする。）
※持参又は郵送による場合にあつては、ファイルをCD等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行ったものであること。
- ③ 提出先：田辺市総務部総務課（本庁舎5階）
- ④ 留意事項：企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があつた場合、本市から質問する場合がありますので、誠実に対応すること。

10 審査

- (1) 実施日時：令和8年6月16日（火）（予定）
令和8年6月12日（金）頃を目途に各提案事業者に対して実施時刻及びWeb会議のURLを電子メールで連絡する。
- (2) 実施方式：Web会議形式
- (3) 時間配分：説明20分、質疑10分
- (4) 参加人数：1社につき5人までとする。ただし、業務管理者の参加を必須とし、その他の参加者は実務担当者、営業担当者とする。なお、説明は業務管理者又は主たる実務担当者が実施すること。
- (5) 審査体制：市の職員で構成する「田辺市歴史公文書選別支援業務委託受託候補者選定評価委員会」（以下「委員会」という。）が審査する。
- (6) 審査基準：企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、別紙「提案書評価基準」に基づき選定する。
- (7) 審査：委員会での審査において、最も高い評価となつた提案事業者から順位付けをして、受託候補者として選定する。提案事業者が1社の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（7割以上の得点を獲得）を満たすと認められる場合は、当該提案事業者を受託候補者として選定する。なお、審査会は、非公開とする。
- (8) 審査結果：令和8年6月30日（火）頃を目途に各提案事業者に対して書面にて通知を発送するとともに、本プロポーザルへの参加者数と受託者の商号又は名称及び採点結果を田辺市公式ホームページ

ジで公表する。

11 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結までにプロポーザル参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 契約締結までに提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正な行為・外部圧力等を行ったとき。
- (4) 審査に参加しなかったとき。
- (5) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (6) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (7) 企画提案書等の提出期限後に提出資料を変更したとき。
- (8) 企画提案等の内容が審査基準（7割以上の得点を獲得）を満たさなかったとき。
- (9) その他、市が不適格と認めたとき。

12 契約

(1) 受託者の決定

第1位の受託候補者とは、仕様等の詳細について確認の上、受託者として決定する。ただし、当該受託候補者との協議が整わない場合は、次の順位の受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができるものとする。

(2) 契約の締結

前号で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、市と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとする。

13 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、持参又は郵送により、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出すること。

14 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。
- (5) 提出書類は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (6) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 11. 失格事項の(2)～(4)に該当し、失格となった場合、入札参加停止措置を行うことがある。
- (9) 本プロポーザルへの参加を辞退しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。
- (10) 本プロポーザルに関して知り得た情報を、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (11) 本プロポーザルの参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

- (12) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、その内容を基本としつつも確約するものではない。
- (13) 審査の質疑において、提案価格内で実施すると回答した内容については、誠実に実施すること。

15 問合せ先

田辺市総務部総務課

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

TEL : 0739-26-9916 FAX : 0739-22-5310

Mail : soumu@city.tanabe.lg.jp